

# 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成 25 年 10 月末現在)

## I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者<sup>※</sup>である。なお、数値は平成 25 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、平成 25 年 10 月末現在の届出状況をとりまとめたので、公表するものである。

※ 特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

## II 届出状況のまとめ

### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

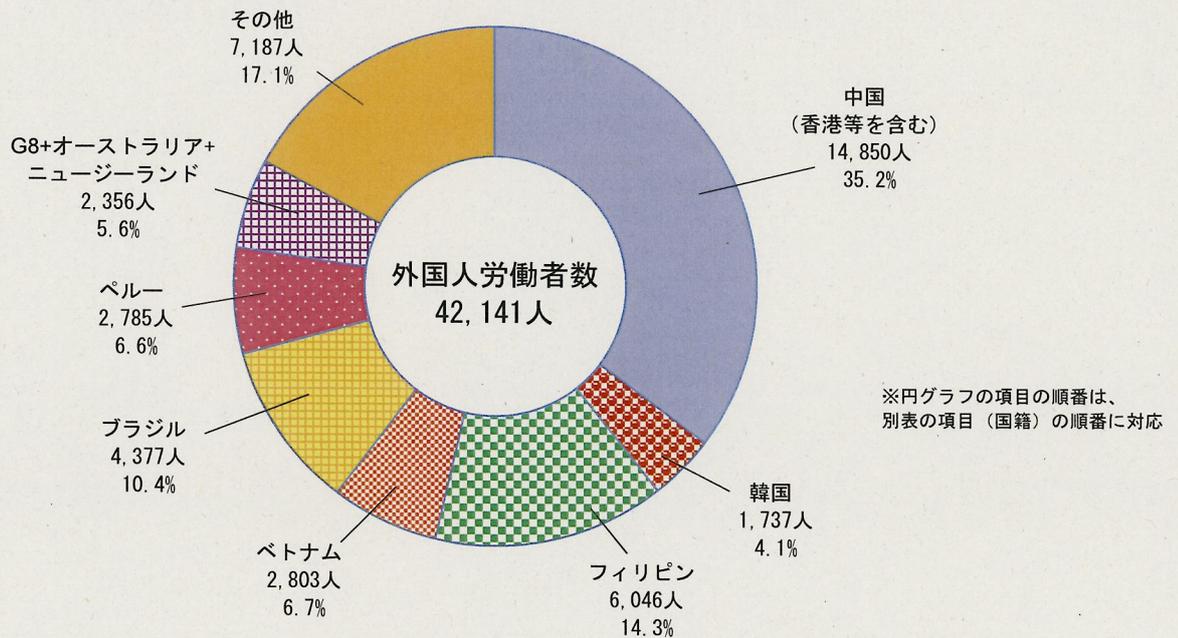
平成 25 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 8,133 か所であり、外国人労働者数は 42,141 人であった。これは平成 24 年 10 月末現在の 7,488 か所、39,983 人に対し、645 か所（8.6%）の増加、2,158 人（5.4%）の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値となった。

外国人労働者数が増加した要因として、現在、政府が進めている高度外国人材、留学生の受入れが進んできていることに加え、雇用情勢が、一部に厳しさが見られるものの、改善傾向で推移していることが考えられる。また、外国人労働者を雇用した場合の届出制度の浸透が進んでいることが考えられる。

## 2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が最も多く 14,850人で、外国人労働者数全体の 35.2%を占める。次いで、フィリピン 6,046人（同 14.3%）、ブラジル 4,377人（同 10.4%）、ベトナム 2,803人（同 6.7%）の順となっている。【図1】

図1 国籍別外国人労働者の割合



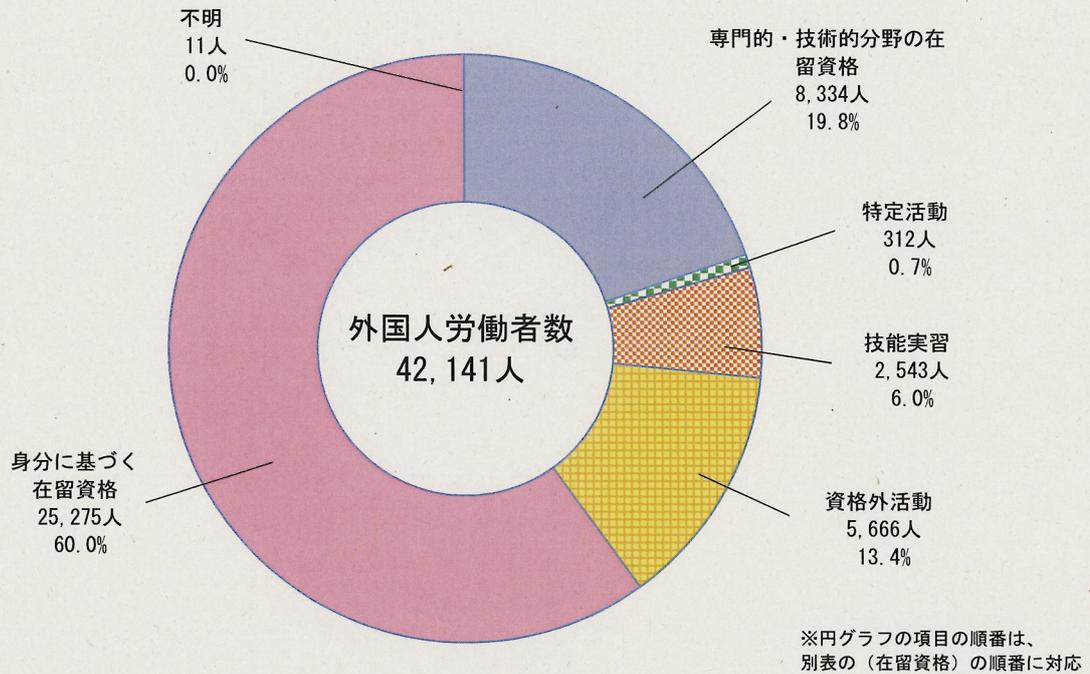
(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格<sup>1</sup>」が外国人労働者全体の 60.0%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格<sup>2</sup>」が 19.8%、留学生等があらかじめ許可を受けて就労することができる「資格外活動」が 13.4%となっている。

専門的・技術的分野の外国人労働者は、8,334人と前年同期比で 783人（10.4%）増加している。【図2】

<sup>1</sup> 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

<sup>2</sup> 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興業」、「技能」が該当する。

図2 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国については、「身分に基づく在留資格」が 34.8%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 27.2%、「資格外活動（留学）」が 20.8%となっている。

ブラジル及びペルーは、「身分に基づく在留資格」がそれぞれ 99.4%、99.7%、を占めている。なお、ブラジル及びペルーの「身分に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、国籍別の外国人労働者数に占める「永住者」の割合は、ブラジル国籍者が 50.9%、ペルー国籍者が 67.9%となっている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」が 90.3%であり、うち「永住者」が 53.6%を占める。ベトナムは「身分に基づく在留資格」が 57.9%であり、うち「永住者」が 31.8%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 15.6%、「技能実習」が 15.3%となっている。韓国は「身分に基づく在留資格」が 43.5%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 40.0%を占める。

G8等<sup>3</sup>は「専門的・技術的分野の在留資格」が 49.6%を占めている。

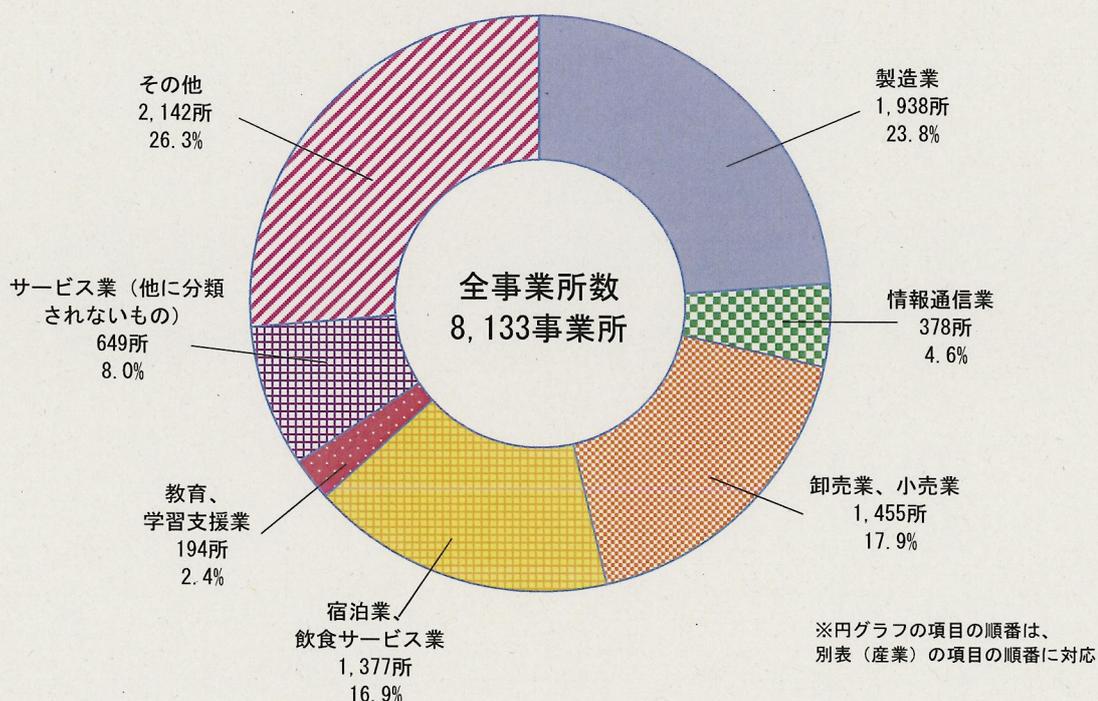
<sup>3</sup> G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

### 3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「製造業」が23.8%を占め、次いで「卸売業、小売業」が17.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が16.9%、「サービス業（他に分類されないもの）」<sup>4</sup>が8.0%となっている。

製造業の事業所の占める割合は前年同期比で減少している一方、宿泊業・飲食サービス業や卸売業、小売業は増加している。【図3】

図3 産業別外国人雇用事業所の割合

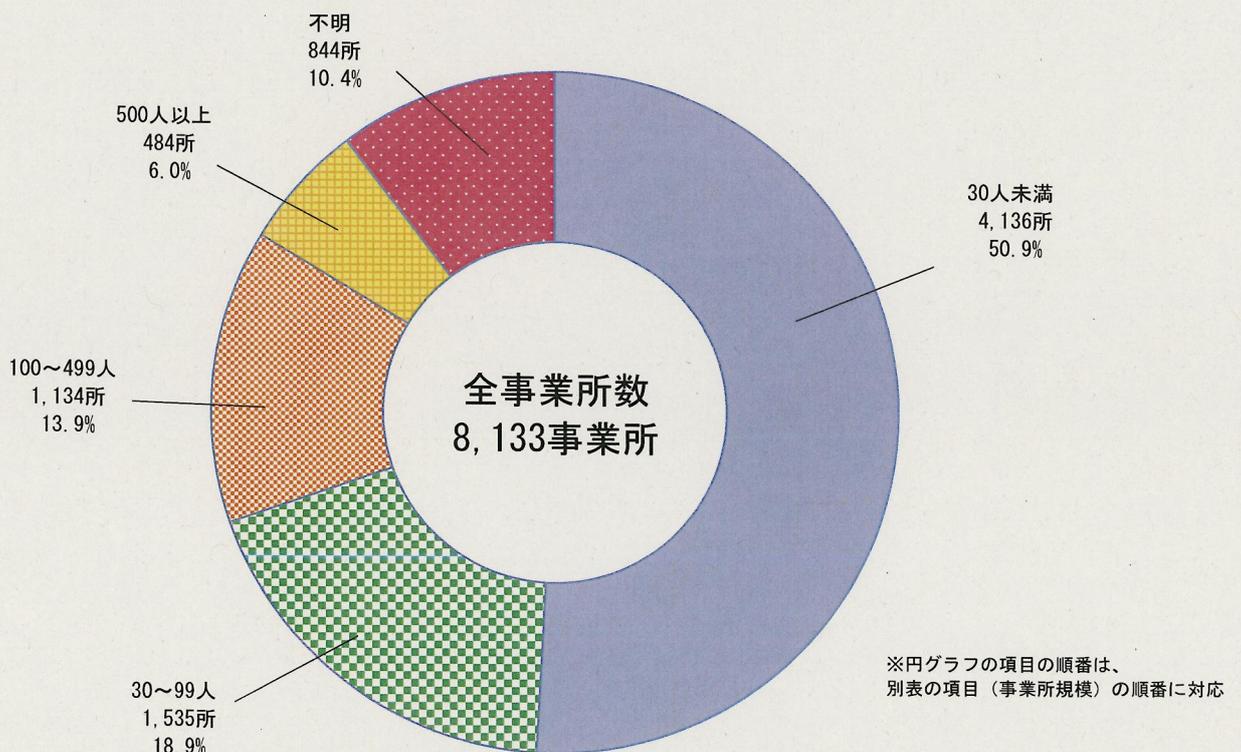


<sup>4</sup> 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の50.9%を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、30人未満の小規模事業所では前年同期比で5.4%の増加であり、最も大きな増加率となっている。【図4】

図4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



#### 4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が38.0%を占め、次いで「卸売業、小売業」が12.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」が10.0%、「教育、学習支援業」が5.2%となっている。

【図5-1】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の24.3%にあたる 3,889 人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同 58.6%にあたる 2,482 人となっている。【図 5-2】  
「製造業」の中でも、「輸送用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、49.3%（2,208 人）となっている。

図 5-1 産業別外国人労働者数

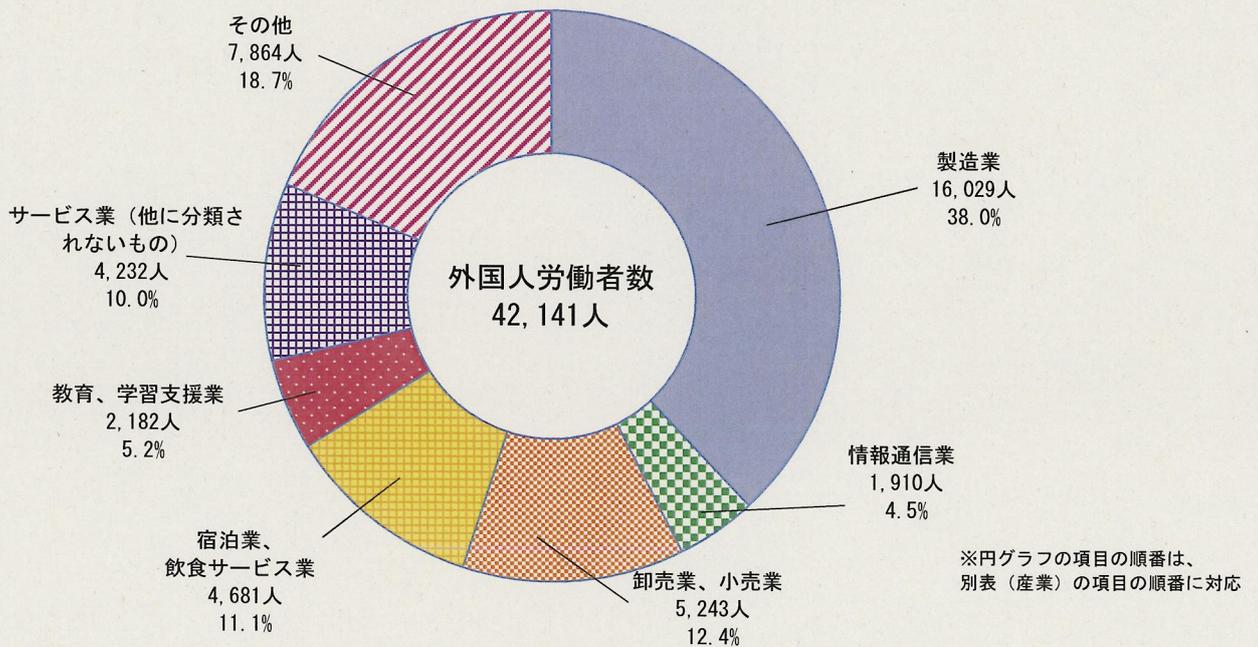
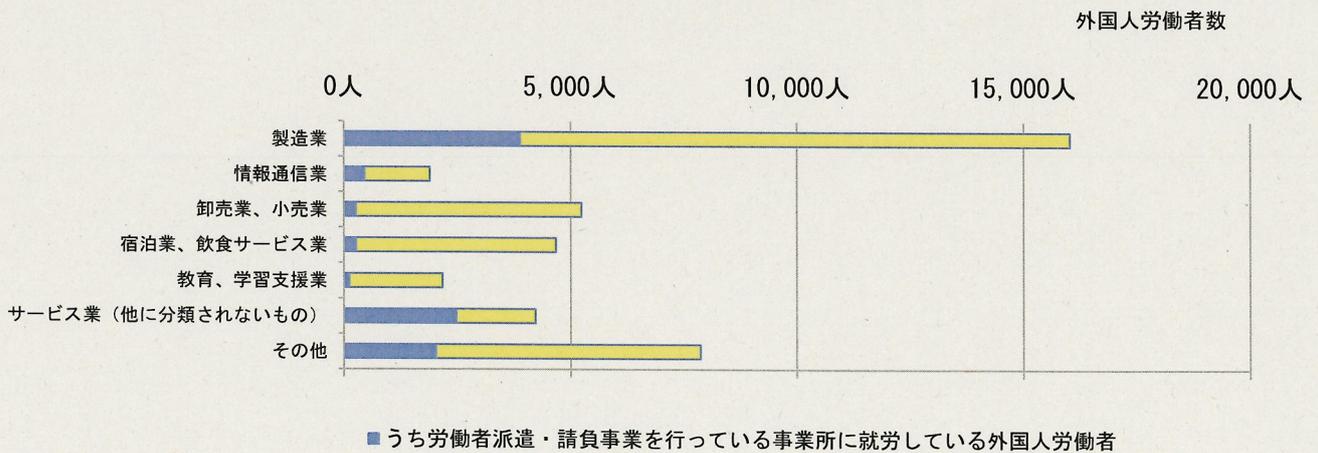


図 5-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が22.8%、「サービス業（他に分類されないもの）」が11.5%、「卸売業、小売業」が11.3%となっている。「技能実習」については、「製造業」が59.0%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が46.4%、「サービス業（他に分類されないもの）」が12.0%となっている。

さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、ベトナム、フィリピンについては「製造業」がそれぞれ61.8%、59.5%、53.8%、48.3%、と最も高い割合を占める。中国については、「製造業」が26.0%と最も高い割合を占めるものの、「宿泊業、飲食サービス業」も22.3%となっている。韓国については、「製造業」が17.3%、「卸売業、小売業」が17.4%と同程度の割合を占める。

G8等については、「教育、学習支援業」が43.3%と最も高い割合を占めている。国籍別に派遣・請負の構成比をみると、ブラジルとペルーで構成比が高く、それぞれ44.6%、42.2%、と労働者の多数を占めている。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の31.9%を占める。

外国人労働者数は「30～99人規模事業所」では前年同期比で3.2%減少しており、その他の規模においては増加している。【図6】

図6 事業所規模別外国人労働者数

